

# たっくす ペいじ

## 税特集号

快適都市 一草加一

平成26年 2月

税特集号に関する問い合わせ先

草加市 総務部 市民税課・資産税課・納税課  
埼玉県草加市高砂一丁目1番1号 ☎048-922-0151(代表)

### 1 固定資産税・都市計画税について

固定資産税・都市計画税の納税通知書は、毎年5月の連休明けに発送する予定です。「納税通知書」には所在地、評価額、課税標準額、税率、税額、納期、納付場所などが記載されています。

#### 固定資産税とは

毎年1月1日(賦課期日)現在の**土地・家屋・償却資産**の所有者が、それらの固定資産の価格をもとに算定された税額を市に納める税金です。

※償却資産とは、会社や個人で商店や工場・アパート等を経営している人が、その**事業のために用いる機械・器具・備品等**をいいます。

#### 都市計画税とは

都市計画事業(道路・公園・下水道等の整備)又は土地区画整理事業に要する費用にあてることを目的として課税されるもので、**市街化区域内にある土地・家屋**の所有者が市に納める税金です。

#### 税額の算出方法

**課税標準額<sup>※1</sup> × 税率<sup>※2</sup> = 税額**

※1 税額計算のもとになる価格です。

※2 固定資産税 1.4% 都市計画税 0.25%

#### 負担調整措置の改正について

平成24年度の地方税法改正により、負担水準が「90%以上100%未満」の住宅用地について、課税標準額を前年度と同額に据え置いていた措置が平成26年度からなくなります。そのため負担水準が「100%未満」の住宅用地については100%に達するまで毎年5%程度税額が上昇します。

#### 土地に関する Q&A

##### ■土地の税額が高くなったのですが

Q 平成25年10月に住宅を取り壊し、駐車場にしたのですが、平成26年度分の税額が高くなったのはなぜですか？

A 固定資産税は、1月1日現在の土地の利用状況により課税が決まります。土地の上に一定要件を満たす住宅があれば、「住宅用地に対する課税標準の特例」として、土地の面積に応じて定められている特例率で、税額が減額されます。しかし、住宅が取り壊され、平成26年1月1日現在住宅がない場合特例が受けられないため、税額が高くなったものです。

#### 土地・家屋に関する Q&A

##### ■年の途中で土地や家屋を売った場合は

Q 平成25年12月に土地と家屋の売買契約を締結し、2月に所有権移転登記をしました。5月に納税通知書が送られてきましたがなぜですか？

A 固定資産税は、地方税法の規定により、毎年1月1日現在登記簿に記載されている所有者にその年度分の納税義務があります。

#### 家屋に関する Q&A

##### ■家屋の税額が高くなったのですが

Q 平成22年に木造の住宅を新築しましたが、平成26年度分の税額が高くなったのはなぜですか？

A 新築の住宅については、要件に該当する場合、一定の期間、固定資産税額が2分の1に減額されます。この期間が終了したため、減額前の税額となったものです。

#### 償却資産に関する Q&A

##### ■店の備品等にも税金がかかるのですか

Q 私は雑貨店を営む者ですが、小さい店で備品などもあまりありません。申告しても免税点未満になることあると聞きますし、必ず申告しなければなりませんか？

A 固定資産税では、土地・家屋以外に、事業のために用いる機械・備品等の償却資産も課税対象です。償却資産の所有者は毎年1月1日現在における償却資産の状況を申告しなければなりません。申告していただいた結果、課税標準額が150万円未満の場合「免税点未満」として課税されませんが、この場合でも申告は必要です。

#### 償却資産に関する Q&A

##### ■不動産賃貸業における償却資産について

Q 私は共同住宅や駐車場を営んでいます。所有する物件について、土地や家屋の固定資産税は毎年納めていますが、償却資産として課税されるものもあると聞きました。どのようなものが該当するのでしょうか？

A 不動産賃貸業における償却資産には、ブロック塀・フェンス・自転車置場・ごみ置場・門扉・ルームエアコン・看板・駐車設備(料金精算機・アスファルト舗装等)・屋外照明設備などがあげられます。これらは土地・家屋とは別途課税されます。該当する方は毎年1月1日現在の所有する資産について、1月末までに申告をしてください。

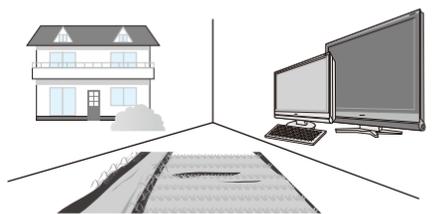
#### 問い合わせ先

##### 資産税課(直通電話)

土地係 ☎ 048-922-1081

家屋係 ☎ 048-922-1092

償却資産係 ☎ 048-922-1068



## 2 個人の市民税・県民税について

問い合わせ先 市民税課 ☎048-922-1042

### 平成26年度から均等割額が変更

均等割とは一定以上の所得のある住民の皆様へ、等しく均一に地方税法で定める一律の額を負担していただくものです。

「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が、平成23年12月2日に公布・施行されたことに伴い、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、個人市民税・県民税の均等割が引上げになります。期間は平成26年度から平成35年度までの10年間で、各年度分の個人市民税・県民税の均等割額をそれぞれ500円ずつ加算した額に変更となります。

※均等割の非課税基準：生活保護法によって生活扶助を受けている人、障がい者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下であった人及び前年の合計所得金額が31万5,000円以下の人等は均等割が非課税となります。



均等割額	
	変更前
個人市民税	3,000円
個人県民税	1,000円
合計	4,000円

市民税・県民税  
各500円ずつ増

変更後
3,500円
1,500円
5,000円

期間
平成26年度から 平成35年度までの <b>10年間</b>

※個人市民税・県民税が非課税の方は引上げによる影響はありません。

### 市民税・県民税の 給与からの特別徴収制度

平成27年度より埼玉県と県内すべての市町村は、市民税・県民税の給与からの特別徴収を徹底します。

給与支払者である事業所が所得税の源泉徴収と同様に、市民税・県民税を従業員に代わって市町村に納めることが法律で義務付けられています。給与が支払われている方が対象であり、特別徴収に変更する手続は事業所が行うため、個人での手続は必要ありません。特別徴収にすることによって、従業員には次のような利点があるのでとても便利な制度です。

#### 従業員の利点

- ①金融機関へ納税に出向く手間が省けます。
- ②普通徴収（個人払い）では納期が年4回であったのに対し、特別徴収は年12回で支払うため、1回当たりの負担金額が少なくすみます。  
(例) 年税額が6万円の場合  
○普通徴収1回当たり… 1万5,000円× 4回=6万円  
○特別徴収1回当たり………5,000円× 12回=6万円
- ③納め忘れによる延滞金の心配がありません。

### ふるさと寄附金 税額控除の見直し

平成25年から平成49年まで復興特別所得税（2.1%）が課税されることに伴い、所得税で寄附金控除の適用を受けた場合、復興特別所得税分へも反映するため、平成26年度からふるさと寄附金に係る市民税・県民税の特例控除額が調整されます。

#### 市民税・県民税における寄附金税額控除の算定

$$\text{寄附金税額控除額} = \text{基本控除額}(\ast 1) + \text{特例控除額}(\ast 2)$$

$$(\ast 1) \text{基本控除額} = \left[ \begin{array}{l} \text{寄附金額} \\ \text{または} \\ \text{総所得金額の30\%} \\ \text{のどちらか小さい方} \end{array} - 2,000 \text{円} \right] \times 10\%$$

$$(\ast 2) \text{特例控除額} = (\text{寄附金額} - 2,000 \text{円}) \times \{90\% - (0 \sim 40\% \text{の所得税の税率})\} \times 1.021$$

#### 注意

○特例控除額の限度額は市民税・県民税所得割の10%

復興特別所得税分



市民税・県民税の「納税通知書（普通徴収）」は、毎年6月上旬頃発送予定です。

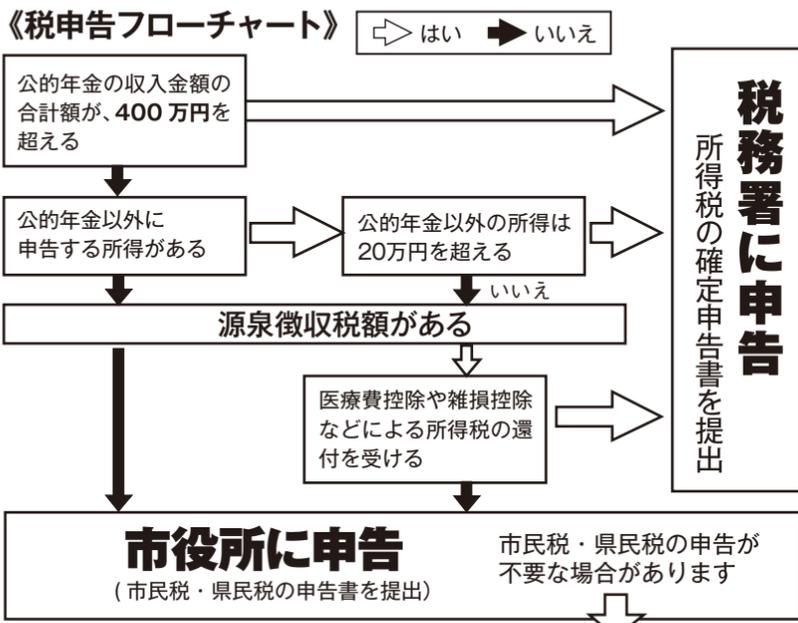
## 公的年金を受給されている方へ

Q 公的年金をもらっているんだけど申告はした方がいいの？



Q 10月から急に税金があがったんだけど?? (年金特別徴収の場合)

A 国民年金や厚生年金など、公的年金を受給されている方は、次のフローチャートにて申告が必要かどうか確認してください。



- 公的年金等の源泉徴収票に記載されている控除以外に控除の追加、または変更がなく、他に所得がない場合
- 年金収入のみの方で、65歳未満の方は101万5,000円未満、65歳以上の方は151万5,000円未満である場合（※扶養を追加する場合を除く）

※上場株式等に係る繰越控除などの適用を受けるためには、確定申告書の提出が要件となっている場合があります。  
 なお、公的年金を受給されている65歳以上の方については、原則市民税・県民税は年金からの引き落とし（年金特別徴収）となります。  
 ただし、次の方は引き落としとなりません。  
 ○介護保険料が年金から引き落とされていない方  
 ○引き落とされる市民税・県民税等が老齢基礎年金等の額を超える方

年金特別徴収（年金天引きの場合）は、次のように前半と後半に分けて引き落とす金額を計算するため、後半分（10月～2月分）が極端に高くなる場合があります。

☆ポイント☆

年金特別徴収は年税額を前半と後半に分けて考えます。

【年金特別徴収開始】（例 年税額6万円の場合）  
 平成25年度 初めて年金特別徴収（年金天引き）

月	前半分		後半分		
	6月(1期)	8月(2期)	10月	12月	2月
税額	1万5,000円	1万5,000円	1万円	1万円	1万円
支払方法	普通徴収（本人払い）		年金特別徴収（年金から引き落とし）		

【年金特別徴収2年目】（例 年税額9万円の場合）  
 平成26年度 2年目の年金特別徴収（年金天引き）

月	前半分			後半分		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
税額	1万円	1万円	1万円	2万円	2万円	2万円
算定方法	前年度の2月と同じ金額			年税額－前半分＝残り分		
支払方法	年金特別徴収（年金から引き落とし）			年金特別徴収（年金から引き落とし）		

A このように年金特別徴収では、引き落とす金額を前半と後半に分けて計算します。このため、10月の引き落とし金額が高くなったり、逆に低くなったりすることがあります。これは6月にしないと年税額が決まらず、前半分（4月～8月）については前年度の実績（前年度2月分）を基に仮徴収し、後半で調整する制度であるためです。

※注意 引き落とされるのは、年金所得の金額から計算した市民税・県民税額のみです。給与所得や事業所得などにかかる市民税・県民税額は、給与からの引き落としまたは納付書での個人払いとなります。  
 ※年間の年金特別徴収の平準化を図るため、平成28年10月から見直しされます。

## 市民税・県民税に関する Q&A

Q1. 妻のパート収入を103万円までに抑えた方が良く聞いたのですが、どういうことですか？

A1. 妻のパートでの給与収入が103万円以内では、次のような利点があります。  
 ※給与収入とは年収のことを指します。  
 ①夫が配偶者控除を受けられる。  
 （給与収入の場合、103万円までは扶養に入れます）  
 ②妻の所得税がかからない。  
 （給与収入の場合、103万円を超えると所得税がかかります）  
 つまり、103万円というのは扶養と所得税のボーダーラインなのです。  
 ただし、給与103万円の場合は妻の市民税・県民税がかかります。

※下記の表は、妻の給与収入とかかる税金についての早見表です。

妻の1/1～12/31の給与収入(円)	配偶者の税金			夫が受けられる控除
	所得税	市民税・県民税	均等割	
～96万5,000円	非課税	非課税	非課税	配偶者控除
96万5,000円超～100万円				
100万円超～103万円	課税	5,000円	課税	配偶者特別控除 控除なし
103万円超～140万9,999円				
141万円～				

左下の表のとおり、市民税・県民税がかからない給与収入は96万5,000円までです。また、妻の給与収入が140万9,999円以内の場合は夫は配偶者特別控除を受けることができます。ただし、妻の収入金額によっては社会保険の扶養から外れることがあります。

どのくらいの収入にするのがいいのかは、生活環境や価値観によっても異なりますので、状況や利点を考えてそれぞれの家庭の事情に合わせて判断することをお勧めします。

Q2. 税金上の扶養に入ることができる収入はいくらですか？

A2. 税金上、扶養控除の対象になるのは合計所得が38万円までの方です。

所得を収入で換算すると次のとおり

給与収入のみ	103万円まで
年金収入のみ（65歳未満）	108万円まで
年金収入のみ（65歳以上）	158万円まで

※2種類以上の収入（年金と給与など）や、営業収入、報酬等の収入がある場合には上の表に当てはまりませんのでご注意ください。

# 3 納税について

問い合わせ先 納税課 ☎048-922-1098

## 1 口座振替をおすすめします

- 便利です** いつもの口座に用意するだけ
- 確実です** 納期限の日に「自動」で振替します
- 安全です** 現金を持ち歩く必要がありません



### お申込みは、こんなに簡単です

#### 金融機関の窓口へ

「納税通知書」「預貯金通帳」「通帳届出印」をご用意ください。  
「口座振替依頼書」をお持ちの方は、併せてお持ちください。

#### 口座振替依頼書を提出

##### 振替対象税目

- 市県民税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税



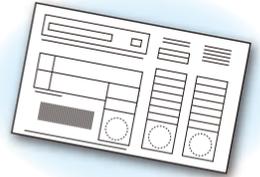
備え付けの口座振替依頼書に所定の事項を記入・捺印してください。  
口座振替できなかった税金や納期限を過ぎた税金は、再度の口座振替はできませんので、ご自身で納付していただきます。  
各納期の40日前（依頼書が草加市へ到着したもの）までに申し込まれますと、その納期からご利用いただけます。

## 2 コンビニでも納付できます

納税通知書等に同封されている納付書（バーコード付き）は、コンビニでご利用いただけます。

#### 納付可能な税目

- 市県民税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税
- 軽自動車税
- 国民健康保険税



※コンビニでは納期限を過ぎると納付することができません。  
※各期の納付額が30万円以上の場合は、コンビニでは取り扱いできません。



## 3 水曜日夜間・日曜日午前中も窓口開庁

毎週水曜日（夜間）と日曜日（午前中）に窓口を開設してみなさまの利便性の向上を図っております。

- 水曜日 午後5時～9時まで（休日を除く）
- 日曜日 午前9時～午後0時30分まで（年末年始を除く）

## 4 納税相談を実施しております

納期限までに納税が困難な方については、納税相談をご案内しております。ご希望される場合は、納税義務者（ご本人さま）に納税課までご来庁をお願いしております。納税しないで放置されますと、財産の差押（滞納処分）を受けることがあります。

財産とは **給与** **年金** **預貯金** **生命保険** 等です



#### 延滞金の減免制度を設けています

対象となるのは、※「納税の誠意」があり、次の要件に該当する方です。減免期間は認定日から一年間です。

- ①災害等による損失、②傷病等による多額出費、③事業の著しい損失、④失職等による所得減少、⑤会社解散・破産手続開始決定、⑥法令等による身体拘束、⑦納税通知書の送達事実不知、⑧賦課に関する不服申立てです。なお、①、②、⑦、⑧の要件の方は全額免除に、③、④、⑤、⑥の要件の方は2分の1減免となります。認定を受ける際は、証明書類が必要になります。

※「納税の誠意」とは、滞納市税を優先的に納付しなければならないことを認識していることを言い、分納不履行者や納付歴のない方は対象になりません。

### 平成26年度 草加市 市税等納期カレンダー

## 5 市税等の納期スケジュール

平成26年度の納期のスケジュールは右記の通りです。  
納め忘れのないようご注意ください。

税目	納期限	平成26年							平成27年		
		5月 6/2(月)	6月 6/30(月)	7月 7/31(木)	8月 9/1(月)	9月 9/30(火)	10月 10/31(金)	11月 12/1(月)	12月 平成27年 1/5(月)	1月 2/2(月)	2月 3/2(月)
市民税・県民税 (普通徴収)			1期		2期		3期			4期	
固定資産税・ 都市計画税		1期		2期				3期		4期	
軽自動車税		全期									
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期

## 6 期限内に納付しないと延滞金がかかります

〈延滞金の率 平成26年の場合〉

納期限の翌日から1か月まで年2.9%

それ以降 年9.2%

## 7 納税コールセンターから納付のご案内をしています

草加市では市税等を納期限までに納付されていない方に対して、電話による納付の呼びかけのご案内を行っております。

なお、「納税コールセンター」が口座を指定して振込みを求めたり、金融機関でATMの操作を指示することはありませんので、ご注意ください。